

若者や子育て世代の定住を支援します



詳しくは町地域振興課にお尋ねください

■定住助成金は最大100万円

町では、若者や子育て世代の定住を促進するために、町内に新たに土地を取得し、住居用住宅（土地付き建売含む）を建設して定住された場合に、「定住促進助成金」として最大で100万円を支給します。

また、令和3年1月1日付で「甲佐町定住促進要綱」の申請期限と請求期限の変更などの改正を行います。

■どんな人が対象になるの？

▼年齢要件

基準日（※）時点で40歳未満の者で、かつ同居する（同居予定を含む）40歳未満の配偶者（婚姻の予約者を含む）、または20歳未満の扶養親族を有する者。（申請時に同居していること。婚姻の予約者は婚姻し

ていること）

※基準日 土地を購入した場合は、土地の売買契約日。建売を取得した場合は、所有権移転登記日。自己所有の土地の場合は、建築請負契約日。

▼建築要件

自らが入居するために新築し、延床面積が65平方メートル以上の住宅。（併用住宅の場合も、居住部分の延床面積が65平方メートル以上）

▼入居要件

- ・土地購入の場合 土地購入後3年以内に住宅建設を完了し入居
- ・建売取得の場合 所有権移転登記日より1年以内に入居
- ・自己所有の場合 住宅建設を完了し速やかに入居

▼その他の要件

- ・5年を超える期間、継続して甲佐町住民基本台帳に登録され、かつ交付申請を行う住宅を生活の本拠として入居すること
- ・すでに助成金の交付を受けた者、または住宅でないこと
- ・町長が別に定める補助金や補償金を受けた住宅でないこと
- ・町税などの滞納がないこと

■申請に必要な書類は？

① 住宅建設地の字図

② 住宅建設地の付近見取図

③ 住宅建設地の平面図

④ 住宅の設計図や立面図など

⑤ 登記簿謄本（土地および建物）

⑥ 住民票謄本

⑦ 住宅の外観写真

⑧ 滞納確認の同意書

■定住助成金の支給額は？

助成金の支給額は、次の①～③の条件により異なります。

▼定住助成金の支給額

①「町開発行為等指導要綱」に基づく住宅団地の土地を購入し、新築した場合 100万円

②「指導要綱」に基づく住宅団地以外の土地を購入し新築した多世代住宅（申請者の父母や祖父母との同居）の場合 50万円

③「指導要綱」に基づく住宅団地以外の土地を購入し、新築した単独住宅の場合 30万円

▼未就学児加算

基準日時点で未就学児がいる場合は、前述の条件に応じて次の金額が加算されます。

① 1人あたり10万円

②・③ 1人あたり5万円

▼自己所有の土地の場合は半額

贈与などで自己所有になった土地に住宅を建てた場合、助成金額および未就学児加算金は半額となります。

び未就学児加算金は半額となります。なお、土地を購入した場合でも、購入後3年を経過した土地は、自己所有扱いとなります。

■申請書類の提出期限は？

新築若しくは建売取得した住宅の登記日から1年以内に申請してください。

■助成金はいつ支給されるの？

町では申請書類を審査し、助成金額の確定を行います。その確定の日（確定通知日）から1年を経過した日以降に、町に対して助成金の請求が可能となります。その後、助成金を支給します。

▼請求書の提出期限

請求書の提出期限は、請求可能日から1年以内です。

次の請求可能日以降に、請求書および同意書に必要事項をご記入の上、町地域振興課まで提出をお願いいたします。

① 確定通知日の1年後以降（50万円と未就学児加算分）と5年後以降（50万円）

② 確定通知日の1年後以降（50万円と未就学児加算分）

③ 確定通知日の1年後以降（30万円と未就学児加算分）

国民年金

へ さん 国民 皆 成人の 20歳から



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

国民年金はみんなの支え合いの制度です

国民年金は、老後や障がいを負ったときの生活を、現役世代のみんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、20歳から60歳までの人が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、老後や病気が、などが障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができるといえます。

国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

国民年金の給付は3種類

国民年金には、65歳以降、生涯

にわたり受け取れる「老齢年金」のほか、病气や事故で障がいが残った場合に受け取れる「障害年金」や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた配偶者または子が受け取れる「遺族年金」があります。

国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

免除または猶予をされる際は、申請が必要です。

国民年金保険料は期限内に納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や障がいを負ったときに年金が受け取れないことがあります。保険料は必ず期限までに納めましょう。

お問い合わせ先

熊本東年金事務所

096-367-8144

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 105)

国民健康保険

国民健康保険は加入者の皆さんの助け合いの制度です

国民健康保険は、加入者の皆さんが国民健康保険税を納付し、病气やけがに備える制度です。その制度のおかげで、私たちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができています。

もし国保がなかったら、医療費は全額自己負担になります。国保制度を支える貴重な財源である国保税を納めないで、この制度が成り立たなくなってしまう。

国保の加入・脱退は忘れずに届け出ましょう

国保税は、加入の届け日からではなく、国保加入の資格を得た日から課税され、やめる月の前月まで

国民健康保険税が国保を支えています



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

で計算されます。

加入の届け出が遅れたり、ほかの保険に加入したのに国保をやめる届け出をしないままだと、保険料と国保税を二重に支払ってしまうこととなります。

国保税を滞納すると

高額な医療費を負担する前に限度額認定を受けていれば、医療費の自己負担は限度額までで済みません。しかし、滞納がある場合は限度額認定証が交付できない場合があります。高額な医療費を一旦窓口負担しなければなりません。

さらに、滞納が続くと、通常の保険証より有効期限が短い「短期保険証」や保険証の代わりとなる「資格証明書」が交付される場合があります。国保の被保険者であることを証明するだけのものです。医療費はいつも全額自己負担となります。

納付には口座振替が便利です

皆さんの支え合いで成り立っている国保の健全な運営のために、国保税は納期限までに納めましょう。

納付には、便利で安心、確実な口座振替がおすすめです。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 106)